

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第4項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年10月7日

【四半期会計期間】 第17期第2四半期（自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日）

【会社名】 株式会社メディビックグループ

【英訳名】 MediBIC Group

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 窪 島 肇

【本店の所在の場所】 東京都港区芝1丁目7番5号

【電話番号】 03（5439）9691

【事務連絡者氏名】 代表取締役社長 窪 島 肇

【最寄りの連絡場所】 東京都港区芝1丁目7番5号

【電話番号】 03（5439）9691

【事務連絡者氏名】 代表取締役社長 窪 島 肇

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1 【四半期報告書の訂正報告書の提出理由】

平成26年9月15日に提出いたしました第17期第2四半期（自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日）四半期報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため四半期報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

独立監査人の四半期レビュー報告書

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

（訂正前）

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年9月13日

株式会社メディックグループ

取締役会 御中

フロンティア監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 藤 井 幸 雄 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 小 澤 達 美 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社メディックグループの平成28年1月1日から平成28年12月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（成28年4月1日から平成28年6月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成28年1月1日から平成28年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

しかしながら、「結論の不表明の根拠」に記載した事項により、当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手することができなかった。

結論の不表明の根拠

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失及び営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスを前連結会計年度まで継続して計上しており、当第2四半期連結累計期間においても営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する四半期純損失を計上し、この結果、債務超過となっている。また、営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスを計上しており、十分な営業活動資金の確保が確実でない状況にある。さらに、会社は株式会社東京証券取引所より、平成28年9月5日付で会社株式を整理銘柄に指定し、1ヶ月後の平成28年10月6日付で上場廃止となる旨の通知を受けている。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑

義を生じさせるような状況が存在している。当該状況に対する対応策は当該注記に記載されているが、現時点において事業の遂行に必要な資金調達の目処が立っておらず、具体的な計画は提示されなかった。

したがって、当監査法人は、経営者が進めている対応策についての監査証拠等、継続企業を前提として四半期連結財務諸表を作成することに関する十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。

結論の不表明の根拠

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、「結論の不表明の根拠」に記載した事項の四半期連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響の重要性に鑑み、株式会社メディックグループ及び連結子会社の平成28年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかったかどうかについての結論を表明しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

(訂正後)

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年9月13日

株式会社メディックグループ
取締役会 御中

フロンティア監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	藤 井 幸 雄	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	小 澤 達 美	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社メディックグループの平成28年1月1日から平成28年12月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(成28年4月1日から平成28年6月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成28年1月1日から平成28年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

しかしながら、「結論の不表明の根拠」に記載した事項により、当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手することができなかった。

結論の不表明の根拠

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失及び営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスを前連結会計年度まで継続して計上しており、当第2四半期連結累計期間においても営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する四半期純損失を計上し、この結果、債務超過となっている。また、営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスを計上しており、十分な営業活動資金の確保が確実でない状況にある。さらに、会社は株式会社東京証券取引所より、平成28年9月5日付で会社株式を整理銘柄に指定し、1ヶ月後の平成28年10月6日付で上場廃止となる旨の通知を受けている。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在している。当該状況に対する対応策は当該注記に記載されているが、現時点において事業の遂行に必要な資金調達の目処が立っておらず、具体的な計画は提示されなかった。

したがって、当監査法人は、経営者が進めている対応策についての監査証拠等、継続企業を前提として四半期連結財務諸表を作成することに関する十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。

結論の不表明

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、「結論の不表明の根拠」に記載した事項の四半期連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響の重要性に鑑み、株式会社メディビックグループ及び連結子会社の平成28年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかったかどうかについての結論を表明しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。